

マイナンバー活用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十一月十四日

伊藤 孝 恵

参議院議長 伊達 忠 一 殿

マイナンバー活用に関する質問主意書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され国民にマイナンバーが付与された。国民はマイナンバーが有意義に活用されることを望んでおり、行政手続においてもその便宜が図られなければならない。

就学援助の要件に該当し、入学準備金が支給される家庭には、入学準備が必要な入学前の時期に入学準備金が支給されることが望ましいが、就学援助の要件に該当する家庭が入学前後の時期の転居により自治体間移動をした場合などに生じるおそれのある、入学準備金の二重支給や支給漏れの可能性を課題として、入学前の時期の入学準備金支給に二の足を踏む自治体があるという現状がある。このような行政手続上の課題はマイナンバーの活用により解決できるのではないかと考え、以下質問する。

一 就学援助の要件に該当する家庭への入学準備金の支給について、マイナンバーを活用することで申請時における行政手続の簡素化とともに、二重支給や支給漏れの発生の防止が容易になり、入学前の時期の入学準備金支給が可能となると考えるが政府の見解如何。

二 入学準備金の支給状況等については、マイナンバーを活用した自治体間でのデータ照会が可能となる仕

組み作りが必要ではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。